

IV-2. ⑥学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している書類

学校法人会計の特徴及び企業会計との相違点

1 学校法人会計の特徴

学校法人は、一般の企業のように利益の追求を目的とするものではありません。

学校法人は、教育研究活動を目的としていますが、収入と支出のバランスが取れなければ大学等を維持することができなくなります。

学校法人会計は、設置する大学等の永続的維持・発展と教育研究活動の円滑な遂行を図るとともに、補助金に係る予算の適正な執行を目的とするものです。

学校法人は、私立学校法に基づき決算を行い計算書類を作成しなければなりません。

また、学校法人が、私立学校振興助成法に基づき補助金の交付を受ける場合は、学校法人会計基準に従い会計処理を行い計算書類を作成しなければなりません。

学校法人の収入の大半は、自由に増額することが難しい学生生徒等納付金(入学金、授業料等)や補助金等です。一方支出面では、教育研究活動の維持発展のための支出を削減することが難しい財政構造となっております。

そこで、学校法人の経営状況及び財政状態を的確に把握するため、学校法人会計基準に基づき、資金収支計算書(当該年度の諸活動に対応するすべて収支の内容と支払資金の収支のてん末を明らかにする。)、事業活動収支計算書(当該年度の消費収支の均衡状態を明らかにする。)及び貸借対照表(年度末の資産、負債、正味財産の財政状態を明らかにする。)の3種類の計算書類を作成しております。

2 企業会計との相違点

項目	学校法人会計	企業会計
目的	教育研究活動	利益獲得のための経済活動
会計処理方針	学校法人会計基準	企業会計
財政構造	消費経済	生産経済
利害関係者	学費負担者、国、地方公共団体等	株主、債権者等
管理機能	あり(予算管理)	あり
利益測定機能	なし	あり
利益処分(配当など)	なし	あり
決算書類	資金収支計算書	
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表